

2. 一般正味財産	9,733,153,074	9,346,891,666	386,261,408
（うち基本財産 への充当額）	（ 4,293,035,920）	（ 4,293,035,920）	（ 0）
（うち特定資産 への充当額）	（ 3,672,380,214）	（ 3,423,686,524）	（ 248,693,690）
正味財産合計	9,733,153,074	9,346,891,666	386,261,408
負債及び正味財 産合計	10,279,866,987	9,876,014,881	403,852,106

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。
令和8年7月24日 愛媛県教育委員会

1 失効した免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地

(1) 中学校教諭一種免許状（社会）、平28中一第448号、平成29年3月17日、広島県教育委員会、高橋 祥平、愛媛県

(2) 高等学校教諭一種免許状（公民）、平28高一第656号、平成29年3月17日、広島県教育委員会、高橋 祥平、愛媛県

(3) 小学校教諭二種免許状、令1小二種第7号、令和2年2月12日、愛媛県教育委員会、高橋 祥平、愛媛県

2 失効年月日 令和8年7月7日

3 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30～40歳位、男性、身長172cm、体格中肉
上記の者は令和8年5月2日午前9時5分 奥多摩町梅澤山林内にて発見。死因は「縊死」。
引取人がないため、火葬に付し遺骨は保管してあります。心当りのある方は、当町福祉保健課まで申し出ください。
令和8年7月24日
東京都 西多摩郡奥多摩町長 師岡 伸公

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳
上記の者は、令和8年6月11日、岐阜県下呂市金山町大船渡地内にて白骨化した頭蓋骨が発見されました。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺

骨は当市の納骨堂にて保管しています。心当たりの方は、当市福祉部社会福祉課まで申し出てください。

令和8年7月24日
岐阜県 下呂市長 山内 登

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30歳から40歳代の女性、身長168.9cm
上記の者は令和8年4月4日午後5時00分頃、薩摩川内市里町里4134番地1 講之元神社から北東約650m地点の海岸で白骨化した状態で発見された。本市で行旅死亡人として葬儀を執り行い市慰霊塔に遺骨を安置している。心当たりの方は、薩摩川内市福祉事務所まで申し出てください。

令和8年7月24日
鹿児島県 薩摩川内市長 田中 良二

無縁墳墓等改葬公告

墓地環境整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

令和8年7月24日 北海道三笠市

1. 墳墓等所在地 北海道三笠市幌内町2丁目85

1. 墳墓等の名称 幌内墓地

1. 死亡者の本籍及び氏名 本籍全て不詳 2－C－62新谷勘七 4－A－6 宮崎フサ、大野義一郎、義太郎、直治 4－A－29森村トメ、亮 4－A－33青木幾蔵、富雄、サヨ 4－A－37吉田キン、吉之助、繁松、徳蔵、岡田定助、伊藤治吉 4－A－38山田末蔵、登志子、米蔵 4－A－76佐藤蔵之助

1. 墳墓等所在地 北海道三笠市弥生桜木町571

1. 墳墓等の名称 弥生墓地

1. 死亡者の本籍及び氏名 本籍全て不詳 2－A－32大沢サダ、幸一郎、熊蔵 2－B－30千葉サヒ 2－B－33佐々木榮太郎 2－B－58氏名不明 2－D－11氏名不明 2－D－70黒田ツネ 2－D－113氏名不明 3－A－48氏名不明 3－C－11氏名不明 3－C－41松野信一 3－C－98石橋キシ

1. 改葬を行うおとする者 北海道三笠市幸町2番地 北海道 三笠市長 西城 賢策

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされた

記
福島県白河警察署長
司法警察員監視 小松 義夫
令和7年第8号窃盗事件（令和7年第42号）1.普通乗用自動車（トヨタヴォクシー、塗色白色）1台「受還付人SIRIBADDANA SAMA N」。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年六月二十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月二十四日
札幌市手稲区穂穂四条五丁目一番二一五号
有限会社トムジャー・イン・マインド
清算人 矢本 智

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月二十四日
札幌市中央区南二条西七丁目六番地三
株式会社LAUGH PRODUCT
代表清算人 大坪 友樹

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日
札幌市北区新川三条七丁目一番六二二号
REXVAL株式会社
代表清算人 金子 正義

解散公告

当法人は、令和八年五月三十一日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月二十四日
北海道網走郡美幌町字美倉二五八番地の二
一般財団法人美幌みどりの村振興公社
代表清算人 伊藤 健一

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月二十四日
札幌市東区東苗穂十二条三丁目四番一六号
株式会社美水庵
代表清算人 押切ひろみ

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月二十四日
仙台市青葉区小田原七丁目五番七号
株式会社ヒラノ
代表清算人 平野 信幸

解散公告

当法人は、特定非営利活動促進法第三十一条第一項第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月二十四日
茨城県鹿嶋市大字宮中四六三一番地一
特定非営利活動法人かしま楽園倶楽部
代表清算人 遠藤 俊司